

令和6年度 第1回 尼崎市学校給食運営会議 議事要旨

日 時：令和6年8月5日（月） 午後3時00分～午後4時00分 場 所：尼崎市教育・障害福祉センター 3階 教育委員会室

1 開会

(1) あいさつ

(2) 委員紹介

令和6年度尼崎市学校給食運営会議委員名簿の順に紹介（出席者10名、欠席者1名）
事務局の紹介

(3) 尼崎市学校給食運営会議要綱について（事務局）

尼崎市学校給食運営会議設置要綱を基に、以下の説明を行った。

- ・第3条「議事内容」は、小学校、中学校、特別支援学校給食の運営・推進に関する事項。
- ・第4条「委員」は、学校関係の代表、保護者の代表、行政関係者、学識経験者、その他教育長が必要と認める者。
- ・第5条「任期」は、委員の任期は2年とする。
- ・第6条「会長の指名等」は、「教育長は、委員の中から会長と、職務を代行するものを指名する」とする。
- ・第9条の「秘密保持」は、委員及び会議に招致された者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 会長あいさつ

(5) 尼崎市学校給食運営会議の公開について（事務局）

尼崎市学校給食運営会議公開要綱を基に、以下の説明を行った。

- ・第1回目の会議は、会議の公開及び傍聴が可能であることを前提として、傍聴者を募集した。
- ・尼崎市情報公開条例第24条において、「付属機関等の会議は、公開する。」と定められており、運営会議は基本的に公開となる。ただし、取り扱う内容によって、運営会議の決定により公開しないとする。
- ・第2条、運営会議開催日等の詳細はホームページ上に掲載し広く周知する。
- ・第3条、「傍聴者の定員は、10人以内とする。」としており、定員を超える希望者があった場合は抽選とする。
- ・第5条「傍聴できないもの」、第6条「傍聴者の守るべき事項」、第7条「写真、映像等の

撮影及び録音等の禁止」等を定めており、第 10 条「報道関係者の取り扱い」については、尼崎市政記者クラブに所属する記者について傍聴を認め、報道関係者も傍聴者に準じて傍聴ができる。

- ・第 11 条、運営会議の決議により運営会議の全部または一部を非公開とすることができる。
- ・第 12 条、事務局で会議録を作成し、その要旨をホームページ上で公開する。

会長より、以降の会議については公開とすることを報告した。

傍聴申請者の確認を行い、傍聴希望者はいないことを報告した。(会長、事務局)

2 議事

(1) 学校給食の概要について(事務局)

学校給食の概要について、資料を基に、調理方式、衛生管理、献立作成、調理や献立の特徴等の概要、学校給食の実施状況、学校給食の基本的な考え方、AMANISM の紹介、食育フェアの取り組み、学校給食業務の主な流れについて説明を行った。

※主な発言要旨

(委 員) 小学校、中学校の 1 食当たりの給食費の差額の要因は。

(事務局) 中学生は栄養価が約 1.3 倍必要になり、提供量が増えるため。

(委 員) 給食費は材料費のみか。

(事務局) 学校給食法で食材費相当額は保護者負担と決まっている。

(委 員) 直営校と委託校の献立は一緒か。

(事務局) ブロックごとの献立は異なるが、直営校と委託校の献立は一緒である。

(委 員) 小学校はおいしいが、中学校が小学校と比べるとおいしくないと聞く。自校調理と学校給食センターから配送する差なのか、味付けが変わるからなのか、と感じている。

(委 員) 中学校の給食に対するご意見は、市教委にも届いているのか。

(事務局) 昨年度、生徒にアンケートを実施した。家庭の味と違う、おいしくないという意見があった。削り節やとりがら等のだしをとった素材の味を大切にした給食を提供している。小学校と中学校では少し給食の味が異なるのは確かである。

(委 員) 事業者にはフィードバックはしているのか。

(事務局) フィードバックしている。

(委 員) 栄養教諭に普段どのような食育をされているのか聞きたい。

(委 員) 尼崎市内で小松菜、しろな等の葉物野菜を作っており、給食に取り入れている。小学 3 年生では社会科で農家の仕事を学習するため、学校給食に尼崎市産の食材を使用していることも一緒に学ぶ。保護者の農家の方に直接話を聞かせていただき、タブレットで小松菜の宣伝カードを作成する等、教科学習、総合的な学習の時間と給食を関連させている。行事食、伝統食等の内容を日々の放送、掲示物、お便りで知らせている。

(委 員) 中学校の新 1 年生にとって給食の量が増えることや味付けにギャップを感じる。それを解消するために、1 学期に食育集会をひらいて、学校給食センターの紹介の映像を見てもらったり、成長期に必要な栄養の話を授業で行い、残食を減らす取り組みをしている。

(委 員) 給食を残す子どもは多いのか。

(委 員) 全国的に中学生は体型を気にして給食を残す生徒が多い。給食を残す生徒に話を聞くと、食事に対する正しい知識がないと感じる。給食時間に学校に行った際には、生徒と話をして正しい知識を伝えていきたい。

(2) 学校給食の異物混入事案の報告について (事務局)

・令和 5 年度の学校給食の異物混入事案の報告について、資料を基に、危険物、非危険物の種類と件数、危険異物の種類と混入の状況、その改善策及び再発防止策に関して説明を行い、健康被害はなかったことを報告した。

・兵庫県教育委員会の通知に基づき、原材料に由来する物質や変色部分等は異物として数えていない。尼崎市はマニュアルにおいて、健康被害があった場合に報道することとしている。

※主な発言要旨

(委 員) 中学校の事案で「原材料の一部が付着」について具体的に教えてほしい。

(事務局) チーズの一部が洗浄不足で付着していた。

(委 員) 洗浄は機械で洗っているのか。

(事務局) 製造メーカーの調査で、製造ラインの洗浄が一部できていなかったことが判明した。この食材は学校給食センターで調理せず、学校へ配送している。製造メーカーには洗浄を徹底するよう指導した。

○会議の運営について・非公開について (事務局)

・教育委員会では、教育予算・その他議会の議決を経るべき議案の審議を行う場合は、会議を非公開としている。議事(3)の「今後の学校給食に係る物価高騰対応について」に関しては、教育予算として今後の方向性を議論する内容である。このため、議論する前に公開することにより、市議会への運営等に支障がないよう、以後の議事については、非公開での議事運営が望ましいとの説明を行った。

・会長より、尼崎市学校給食運営会議公開要綱第 11 条により、「会長がやむを得ないと判断する場合は運営会議に諮り、運営会議の全部又は一部を非公開とすることができる」ことから、委員に諮り承諾を得て以後の議事(3)は非公開とした。

～～～ 以下、非公開とする ～～～

3 閉会

以 上